

【文化環境部】

件 名	府立大学の学生への下宿の斡旋について
申 立 概 要 【受理 25.4.11】	<p>○ 府立大学（以下「府大」という。）に学生下宿の斡旋登録について問い合わせたところ、斡旋はしていないとの回答であった。それにも関わらず、府大のホームページには、下宿の斡旋について、(株)A社（以下「A社」という。）へのリンクが貼ってあり、同社にも同様の問合せをしたところ、自社管理物件しか取り扱わないとの説明であった。</p> <p>府立の大学が1社独占で募集させ、その管理物件しか取り扱わないことに疑問を感じる。</p>
確 認 事 項	<p>○ 府大では、学生の利便性向上のため、通学に便利で安価な下宿の紹介業務を業務委託しています。</p> <p>○ この契約では、A社の自社管理物件であるかを問わず、賃料等一定の要件を満たし、登録手数料を負担された物件については、登録物件としてA社が紹介業務を実施することとなっており、1社のみ独占的な取扱いをさせているものではないことを確認しました。</p> <p>○ しかし、申立者からの問合せに対しては、十分な説明ができておらず、府大のホームページの掲載方法についても、リンクの貼り方等改善の余地があるものと認められました。</p>
結 果 (意見・要望) 【通知 25.5.10】	<p>○ 所管部局（文化環境部）を通じて、府の出資法人である府公立大学法人（府大）に対し、次のとおり要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申立てについて、府大としても真摯に受け止め、誤解や混乱を招くことのないよう速やかに適切な対応をすること。
対 応 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤解を招くことのないよう府大ホームページの掲載方法について改善しました。 ・ 申立者の疑問点については、電話及び文書で回答するとともに、お問い合わせに対しては、適切に説明するよう委託業者及び職員に対して指導しました。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載